

# 5. 労働安全衛生マネジメントシステムに関する 指針（平成11年労働省告示第53号）と解説

## （目的）

第1条 この指針は、事業者が労働者の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動を促進することにより、労働災害の防止を図るとともに、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、もって事業場における安全衛生の水準の向上に資することを目的とする。

労働安全衛生マネジメントシステム（システム）は、自主的な安全衛生活動を組織的に進めていくためのガイドとなるものです。

第2条 この指針は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）の規定に基づき機械、設備、化学物質等による危険又は健康障害を防止するため事業者が講ずべき具体的な措置を定めるものではない。

## （定義）

第3条 この指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 労働安全衛生マネジメントシステム 事業場において、次に掲げる事項を体系的かつ継続的に実施する安全衛生管理に係る一連の自主的活動に関する仕組みであって、生産管理等事業実施に係る管理と一体となって運用されるものをいう。
- イ 安全衛生に関する方針（以下「安全衛生方針」という。）の表明
- ロ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- ハ 安全衛生に関する目標（以下「安全衛生目標」という。）の設定
- ニ 安全衛生に関する計画（以下「安全衛生計画」という。）の作成、実施、評価及び改善
- 二 システム監査 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置が適切に実施されているかどうかについて、安全衛生計画の期間を考慮して事業者が行う調査及び評価をいう。

定義を独自に解釈することなく、正しく理解していることが重要です。

事業実施に係る管理と一体となって運用されると明記されているように、本指針は事業場の日常業務の中で運用します。

## （適用）

第4条 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置は、事業場又は法人が同一である二以上の事業場を一の単位として実施することを基本とする。ただし、建設業に属する事業の仕事を行う事業者については、当該仕事の請負契約を締結している事業場及び当該事業場において締結した請負契約に係る仕事を行う事業場を併せて一の単位として実施することを基本とする。

OSHMSを運用する範囲を明確にしたうえで、その範囲内でOSHMSを効果的に運用するための体制を構築します。

## 解説

### 1. OSHMS 指針の対象者

OSHMS 指針は労働安全衛生規則第24条の2に基づいて公表されていることから、労働安全衛生法令に定められる「労働者」を対象範囲としています。

一方、ISO（JIS Q）45001の対象者は「労働者」ではなく、「働く人（worker）」となっています。「働く人」にはトップマネジメント（経営層）、ボランティア、インターンシップ、見習工も含まれており、安全衛生法令の「労働者」とは概念が大きく異なっています。厚労省 OSHMS 指針では、安全衛生法令の「労働者」には含まれない、経営層、ボランティア、インターンシップ等は対象にはなっていません。

(安全衛生方針の表明)

第5条 事業者は、安全衛生方針を表明し、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させるものとする。

2 安全衛生方針は、事業場における安全衛生水準の向上を図るための安全衛生に関する基本的考え方を示すものであり、次の事項を含むものとする。

- 一 労働災害の防止を図ること。
- 二 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。
- 三 法又はこれに基づく命令、事業場において定めた安全衛生に関する規程（以下「事業場安全衛生規程」という。）等を遵守すること。
- 四 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施すること。

安全衛生方針は OSHMS を運用する上でのトップの基本的理念であり、強いリーダーシップの表明が求められます。

(労働者の意見の反映)

第6条 事業者は、安全衛生目標の設定並びに安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に当たり、安全衛生委員会等（安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会をいう。以下同じ。）の活用等労働者の意見を反映する手順を定めるとともに、この手順に基づき、労働者の意見を反映するものとする。

職場の作業内容やリスクをよく把握している労働者の意見を反映することで、職場の課題を解決するための取組みを目標や計画に盛り込むことができます。

(体制の整備)

第7条 事業者は、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施する体制を整備するため、次の事項を行うものとする。

- 一 システム各級管理者（事業場においてその事業の実施を統括管理する者（法人が同一である二以上の事業場を一の単位として労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を実施する場合には、当該単位においてその事業の実施を統括管理する者を含む。）及び製造、建設、運送、サービス等の事業実施部門、安全衛生部門等における部長、課長、係長、職長等の管理者又は監督者であって、労働安全衛生マネジメントシステムを担当するものをいう。以下同じ。）の役割、責任及び権限を定めるとともに、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させること。
- 二 システム各級管理者を指名すること。
- 三 労働安全衛生マネジメントシステムに係る人材及び予算を確保するよう努めること。
- 四 労働者に対して労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育を行うこと。
- 五 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に当たり、安全衛生委員会等を活用すること。

各階層に役割、責任及び権限を定めることにより、OSHMS を組織的に運用することができます。人材には法令の資格、OSHMS の運用に必要な事項があります。また、システム各級管理者や労働者に対しても OSHMS を効果的に運用するための教育が必要です。併せて、力量を備えた人材の人数も考慮します。予算は、安全衛生に関する改善、教育、活動等に必要費用を確保します。

## 解説

### 2. 労働者及びその他の関係者の範囲

指針第5条、第7条、第11条、第13条に記載のある「労働者」の範囲は、OSHMSを運用する単位の労働者です。例えば、指針第5条では安全衛生方針を労働者に周知することを求めています。複数の事業場で一つのOSHMSを運用している場合は、当該複数事業場のすべての労働者に周知する必要があります。

また、指針第5条、第7条、第11条、第13条には「労働者及び関係請負人その他の関係者」という表現がありますが、「その他の関係者」の範囲は、OSHMSを運用する単位の状況に応じて事業者が決定することと明記されています。「その他の関係者」としては親会社、関係会社、外部委託先、外部供給者、事業場構内に入出入りする組織（宅配、郵便、タクシー等）等が考えられますが、どこまでを「その他の関係者」とするかはOSHMSの運用範囲を考慮し事業者が判断することになります。

(明文化)

第8条 事業者は、次の事項を文書により定めるものとする。

- 一 安全衛生方針
  - 二 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施の単位
  - 三 システム各級管理者の役割、責任及び権限
  - 四 安全衛生目標
  - 五 安全衛生計画
  - 六 第六条、次項、第十条、第十三条、第十五条第一項、第十六条及び第十七条第一項の規定に基づき定められた手順
- 2 事業者は、前項の文書を管理する手順を定めるとともに、この手順に基づき、当該文書を管理するものとする。

方針や目標等を明文化することで、労働者や関係請負人へ周知しやすくなります。手順にはいつ、誰が、何を、どうするのか、を文書にて明確にしておくことでOSHMS運用のノウハウが継承しやすくなります。

(記録)

第9条 事業者は、安全衛生計画の実施状況、システム監査の結果等労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に関し必要な事項を記録するとともに、当該記録を保管するものとする。

記録は各活動の証拠となる他、活動内容を評価し、改善するための資料となります。

(危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定)

- 第10条 事業者は、法第二十八条の二第二項に基づく指針及び法第五十七条の三第三項に基づく指針に従って危険性又は有害性等を調査する手順を定めるとともに、この手順に基づき、危険性又は有害性等を調査するものとする。
- 2 事業者は、法又はこれに基づく命令、事業場安全衛生規程等に基づき実施すべき事項及び前項の調査の結果に基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を決定する手順を定めるとともに、この手順に基づき、実施する措置を決定するものとする。

危険源の特定、見積り、評価方法が手順化されていないと、リスクの評価結果が適切に行えません。法令改正や職場のルール改正があった場合も、手順が定められていれば、常に最新の状態にすることができます。

(安全衛生目標の設定)

- 第11条 事業者は、安全衛生方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、安全衛生目標を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかとするとともに、当該目標を労働者及び関係請負人その他の関係者に周知するものとする。
- 一 前条第一項の規定による調査結果
  - 二 過去の安全衛生目標の達成状況

安全衛生目標を具体的な数値にしておくことで、達成状況が評価できるようになります。

## 解説

### 3. OSHMSの見直し結果の記録

指針第9条では、安全衛生計画の実施状況やシステム監査の結果等について必要な記録を作成し、保管することを求めています。「システム監査の結果等」の「等」には、「特定された危険源又は有害性等の調査結果、教育の実施状況、労働災害、事故等の発生状況等が含まれる」と記載されていますが、「OSHMSの見直し結果」も含まれることになりました。

(安全衛生計画の作成)

第12条 事業者は、安全衛生目標を達成するため、事業場における危険性又は有害性等の調査の結果等に基づき、一定の期間を限り、安全衛生計画を作成するものとする。

2 安全衛生計画は、安全衛生目標を達成するための具体的な実施事項、日程等について定めるものであり、次の事項を含むものとする。

- 一 第十条第二項の規定により決定された措置の内容及び実施時期に関する事項
- 二 日常的な安全衛生活動の実施に関する事項
- 三 健康の保持増進のための活動の実施に関する事項
- 四 安全衛生教育及び健康教育の内容及び実施時期に関する事項
- 五 関係請負人に対する措置の内容及び実施時期に関する事項
- 六 安全衛生計画の期間に関する事項
- 七 安全衛生計画の見直しに関する事項

安全衛生計画は目標を達成するための活動を明確にするものです。個々の目標を達成するために実施すべき活動や取組みが具体的にになっている必要があります。

## 解説

### 4. OSHMSの見直し結果の記録

指針第12条第2項では安全衛生計画に含める事項として7項目が挙げられていますが、具体的な実施事項について、JIS Q 45100の附属書Aの以下の事項が参考になるとして、①安全衛生活動、②安全衛生教育、③健康保持のための活動、④健康教育の具体例が記載されています。その中から事業場の課題解決につながるような事項を選択し実施することになります。もちろん、JISQ45100の附属書Aに記載されている事項以外で、企業や事業場が独自に実施している活動や教育でも差し支えありません。

### 5. 日常的な安全衛生活動

指針第12条第2項第2号では安全衛生計画に含める事項として「日常的な安全衛生活動」が挙げられており、その具体例として「危険予知(KY)活動、4S活動、ヒヤリ・ハット事例の収集等及びこれに係る活動の実施、安全衛生改善提案活動、健康づくり活動」が例示されています。今回、「安全衛生大会、安全週間や労働衛生週間の啓発行事、危険の見える化活動、安全衛生診断の受診等」のように時期を定めて行う安全衛生活動も含まれます。この「日常」とは「毎日のように」という意味ではなく「定期的な」という意味と考えてください。

### 6. 健康の保持増進のための活動の実施に関する事項

指針第12条第2項第3号の「健康の保持増進のための活動の実施に関する事項」には、事業場における労働者の健康保持増進のための指針(昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号)及び労働者の心の健康の保持増進のための指針(平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第33号)に基づき実施される職場体操、ストレッチ、腰痛予防体操、ウォーキング、メンタルヘルスクア等の取組があげられます。

### 7. 健康教育

指針第12条第2項第4号の「健康教育」には、生活習慣病予防、感染症予防、禁煙、メンタルヘルス等に係る教育があげられます。

(安全衛生計画の実施等)

第13条 事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するものとする。

2 事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するために必要な事項について労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させる手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するために必要な事項をこれらの者に周知させるものとする。

計画を確実に実施するためには、活動の手順が必要です。OSHMSの手順は、〇〇手順書、〇〇規程、〇〇活動要領といった文書で作成されることが一般的です。

(緊急事態への対応)

第14条 事業者は、あらかじめ、労働災害発生の急迫した危険がある状態（以下「緊急事態」という。）が生ずる可能性を評価し、緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置を定めるとともに、これに基づき適切に対応するものとする。

緊急事態発生時は労働災害発生のリスクも高くなるため、措置を定めて対応します。

(日常的な点検、改善等)

第15条 事業者は、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施するものとする。

2 事業者は、次回の安全衛生計画を作成するに当たって、前項の日常的な点検及び改善並びに次条の調査等の結果を反映するものとする。

日常的な点検とは機械設備の点検ではなく、安全衛生計画の実施や進捗状況等を把握することを指し、問題点があれば改善します。

(労働災害発生原因の調査等)

第16条 事業者は、労働災害、事故等が発生した場合におけるこれらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施する手順を定めるとともに、労働災害、事故等が発生した場合には、この手順に基づき、これらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施するものとする。

労働災害や事故が発生した場合は、二度と同類の災害が起きないように原因調査を行い問題点を確実に改善します。

(システム監査)

第17条 事業者は、定期的なシステム監査の計画を作成し、第五条から前条までに規定する事項についてシステム監査を適切に実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、システム監査を適切に実施するものとする。

2 事業者は、前項のシステム監査の結果、必要があると認めるときは、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施について改善を行うものとする。

OSHMSが効果的に運用されているか否かを把握し、課題を改善するのがシステム監査です。課題を見つけ出し、改善につなげる力量が監査員に求められます。

(労働安全衛生マネジメントシステムの見直し)

第18条 事業者は、前条第一項のシステム監査の結果を踏まえ、定期的に、労働安全衛生マネジメントシステムの妥当性及び有効性を確保するため、安全衛生方針の見直し、この指針に基づき定められた手順の見直し等労働安全衛生マネジメントシステムの全般的な見直しを行うものとする。

事業者が自らOSHMSの全般的な見直しを行います。方針の表明と同様に、見直しも事業者の責任において実施するものです。

## 6. OSHMS 指針と JIS Q 45100 の関係

### (1) ISO45001 と JIS Q 45001

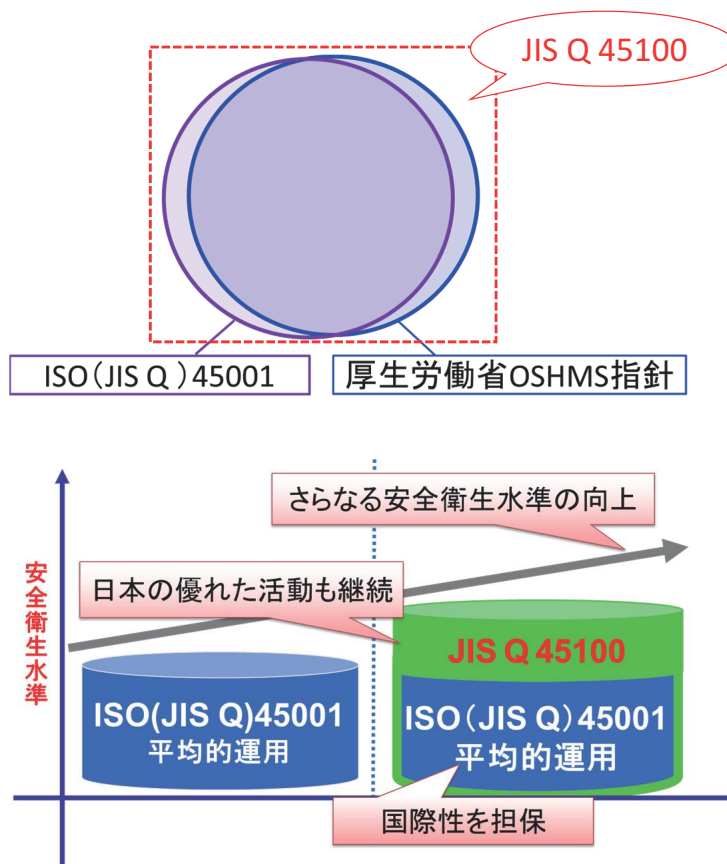
国際規格の ISO45001 は各国の状況を考慮して作成が進められたため、どのような国でも活用できるよう大きな枠組みのみを示したものとなっています。

ISO45001 を和訳し JIS（日本産業規格：制定時は日本工業規格）としたものが JIS Q 45001 であり、ISO45001 と JIS Q 45001 は国際的に同等とみなされています。ISO（JIS Q）45001 と表記されることもあり、認証規格としても活用されています。

### (2) JIS Q 45100 作成の背景

一方、日本独自の安全衛生活動と ISO45001 を一体で運用することで安全衛生水準の一層の向上が期待できることから、これらの安全衛生活動を取り入れた日本版マネジメント規格（JIS Q 45100）の作成が進められ、2018 年 9 月に制定されました。JIS Q 45100 のイメージは、ISO（JIS Q）45001 と厚生労働省の OSHMS 指針を足し合わせたものと考えられます。

したがって、JIS Q 45100 を運用することにより、国際性のある ISO（JIS Q）45001 と OSHMS 指針を両立して運用することが可能となります。



### (3) 「働く人」と「労働者」

ISO (JIS Q) 45001、JIS Q 45100 ではOSHMSの対象となる「働く人」にはトップマネジメント等が含まれており、労働安全衛生法令の「労働者」より範囲が広がっています。この理由は、ISO45001は「雇用形態、役職、給与の有無に関わらず、労働が原因で生じる負傷や疾病を防止するシステム」という概念で作成されたためです。

### (4) JIS Q 45100 の特徴

ISO (JIS Q) 45001 にない JIS Q 45100 の特徴は以下のとおりです。ただし、これらの要求事項は OSHMS 指針やリスクアセスメント指針に記載のある事項を引用したものですので、これらの指針を運用している事業場では既に実施されていることとなります。

#### ア. 安全衛生計画等に安全衛生活動、健康確保の取組み等を含めること

安全衛生計画に以下の a)～f) の事項を含めることを要求しています。これらの活動や取組を計画に含めて実施することで、活動内容の評価、改善につなげることができます。なお、安全衛生計画等の「等」は ISO (JIS Q) 45001 の箇条 6.1.4 の取組の計画を指しています。

- a) 法的要求事項及びその他の要求事項に関する取組み事項
- b) 労働安全衛生リスクの評価に関する取組み事項
- c) 安全衛生活動の取組み事項（法的要求事項以外）
- d) 健康確保の取組み事項（法的要求事項以外）
- e) 安全衛生教育及び健康教育の取組み事項
- f) 元方事業者にあつては、関係請負人に対する措置

#### イ. 上記アの事項を決定する際に参考とすることができる実施事項のリスト（附属書 A）の添付

上記アの a)～e) を決定する際に、事業場が参考とすることができる具体的な実施事項 56 項目を列記した附属書 A が添付されています。事業場は附属書 A から実施事項を選択してもよいですし、附属書 A 以外の独自の活動を安全衛生計画に含めることでも差し支えありません。

#### ウ. 実施体制に関する具体的な要求事項

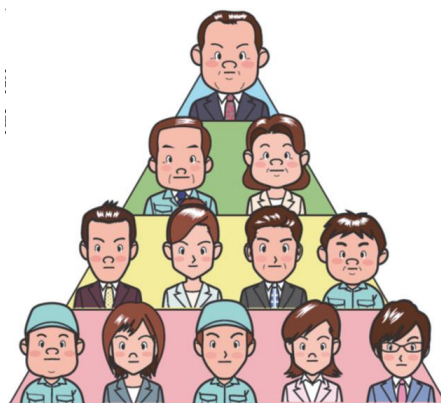
OSHMS 指針で求められている実施体制について、JIS Q 45100 においても同じ体制を構築し実施することが求められています。

##### a) 安全衛生委員会

ISO (JIS Q) 45001 の箇条 5.4 で要求されている「働く人の協議及び参加」を実施する場として、安全衛生委員会や安全衛生について意見を聴く機会を活用することが求められています。

##### b) システム各級管理者

ISO (JIS Q) 45001 の箇条 5.3 で要求されている「OSHMS に関する役割、責任及び権限を組織のすべての階層に割り当て」について、JIS Q 45100 ではシステム各級管理者を指名することが求められています。



各階層にシステム各級管理者を指名する

## エ. リスクアセスメント実施体制

ISO (JIS Q) 45001 には安全衛生リスクへの取組み体制について要求事項がありません。

JIS Q 45100 では効果的にリスクアセスメントを実施するため、責任体制やリスクの評価に参画させる者を明確にしています。

- ・ 事業場ごとに事業場の実施を統括管理する者にこれらの実施を統括管理させる。
- ・ 組織の安全管理者、衛生管理者など（選任されている場合）に危険源の特定及び安全衛生リスクの評価の実施を管理させる。
- ・ 危険源の特定及び安全衛生リスクの評価の実施に際しては、作業内容を詳しく把握している者（職長、班長、組長、係長などの作業中の働く人を直接的に指導又は監督する者）に検討を行わせるよう努める。
- ・ 機械設備及び電気設備に関わる危険源の特定及び安全衛生リスクの評価に当たっては、設備に十分に専門的な知識をもつ者を参画させるよう努める。
- ・ 化学物質に関わる危険源の特定及び安全衛生リスクの評価に当たっては、化学物質などに係る十分な専門的な知識をもつ者を参画させる。

## オ. 手順の文書化

以下の事項について手順の作成を求めています。これらの手順に実施時期、実施者又は担当者、実施内容、実施方法を含めることで、いつ、誰が、何を、どうするのか、が明確になります。

- ・ 働く人の協議と参加 (ISO (JIS Q) 45001 箇条 5.4 関係)
- ・ OSH リスク評価の手順 (同箇条 6.1.2.2 関係)
- ・ 文書管理の手順 (同箇条 7.5 関係)
- ・ 運用 (計画の実施、周知) の手順 (同箇条 8.1.1 関係)
- ・ 危険源の除去及び OSH リスク低減の手順 (同箇条 8.1.2 関係)
- ・ モニタリング、測定、分析及びパフォーマンス評価の手順 (同箇条 9.1.1 関係)
- ・ 内部監査プログラム (同箇条 9.2.2)
- ・ インシデント、不適合及び是正処置の手順 (同箇条 10.2 関係)

JIS Q 45001、JIS Q 45100 は日本産業標準調査会 (JISC) のホームページ (<https://www.jisc.go.jp>) で閲覧が可能です。



## 【参考】

### (1) ISO45001、JISQ45001

ISO9001（品質マネジメントシステム）やISO14001（環境マネジメントシステム）を作成したISO（国際標準化機構：International Organization for Standardization）がISO共通テキスト（現在のISO/IEC専門業務用指針第1部 総合版ISO補足指針（2019年版）附属書L）を基に作成した国際規格で、2018年3月に公表されました。

### (2) ILO 労働安全衛生マネジメントシステムに関するガイドライン（ILO - OSH2001）

ILOではOSHMSの検討を行い2001年にガイドラインとして公表しました。ILO条約や勧告にせずガイドラインとしたのは、各国で幅広く実践されることを目指したためです。ILOガイドラインは認証規格ではありません。

### (3) OHSAS（Occupational Health and Safety Assessment Series）18000シリーズ

BSI（英国規格協会）が中心となった各国の有志によるプロジェクトグループにより作成された、認証を目的とした規格です。1999年に発行されたOHSAS18001は認証規格として利用できるOSHMSの要求事項で、2000年に発行されたOHSAS18002はOHSAS18001を実施するための指針です。デファクトスタンダードとして国際的に広く普及しました。ISOによる認証規格が発行したことにより、これによる認証は2021年3月に廃止される予定です。

### (4) COHSMS（コスモス）（Construction Occupational Health and Safety Management System：建設業労働安全衛生マネジメントシステム）

建設業に特化したOSHMS規格で、認定規格としても活用されています。建設作業場では、ひとつの作業場に複数の会社が入ったり、作業場や作業内容が日々変化したり、工事が有期であるなど、製造業や第三次産業とは違った実態があります。建設業労働災害防止協会（建災防）は、労働省（当時）OSHMS指針に基づき、建設業の特性を考慮した「建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」（コスモスガイドライン）を1999年に策定、OSHMS指針の改正により2006年に改正を行いました。2018年には、ISO45001の制定等を踏まえ、一人親方、自営業主、家族従事者、技能実習生、元方事業者の作業所長も対象とする等のCOHSMSの改正を行い、「ニューコスモス」と称しています。また、2019年には、中小規模建設事業者向けのニューコスモスであるコンパクトコスモスも開発し運用しています。

### (5) JISHA 方式適格OSHMS認証

JISHA（Japan Industrial Safety and Health Association）は中央労働災害防止協会（中災防）の英語名の略称です。中災防では、労働省（当時）OSHMS指針に基づく認証基準を作成し、2003年からJISHA方式適格OSHMS認証を開始しました。この認証基準には、1996年から運用していたJISHA安全衛生マネジメントシステム評価事業を参考に、さらなる安全衛生水準向上のために必要な事項を盛り込んでいます。中災防独自の基準であり、審査時には認証基準との適否だけでなく、安全衛生水準向上のための実務的な改善の機会を提示することが大きな特徴です。

### (6) RIKMS（陸運業安全衛生マネジメントシステム）

陸上貨物運送業に特化したOSHMSのガイドラインで、陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）が2002年に策定し、OSHMS指針の改正に伴い2007年に改正されました。貨物の積卸し作業場や道路上における緊急事態への対応を求めているなど、業界に特有の作業も対象になっています。なお、認証のための規格ではありません。

労働安全衛生マネジメントシステムに関する情報は、下記アドレスにてご覧いただけます。

○ 関係ホームページ ○

厚生労働省：<https://www.mhlw.go.jp/>

中央労働災害防止協会：<https://www.jisha.or.jp/>

安全衛生情報センター：<https://www.jaish.gr.jp/>